

吹田市議会Windowsタブレット端末賃貸借業務に関する仕様書

1 業務名

吹田市議会Windowsタブレット端末賃貸借業務

2 目的

電子データによる議会関連資料やその他関係資料の共有、情報の伝達・共有及びペーパーレス会議を実現するためのツールを導入・運用することにより、議会の活性化及び議会・議員活動の効率化を図ることを目的とする。

3 契約期間及び賃貸借期間

契約期間…契約締結日から令和10年9月30日

賃貸借期間…令和7年10月1日から令和10年9月30日

4 業務の内容

本業務の内容は、次の(1)から(4)までの項目を一括して行うものとする。

(1) タブレット端末等の納入

以下の仕様を満たすタブレット端末31台の機器一式を納入することとし、契約形態は、賃貸借契約（レンタル）とすること。

端末の仕様		
	端末①	端末②
台数	22台	9台
品名	Surface Pro 10	Surface Go 4
OS	Windows 11Pro	Windows 11Pro
メモリ	8GB以上	8GB以上
CPU	Intel Core Ultra5 プロセッサ135U 同等以上	Intel プロセッサ N200 同等以上
ストレージ	256GB以上	64GB以上
通信機能	Wi-Fiが利用可能	Wi-Fiが利用可能
付属品	電源アダプタ Surface Pro キーボード又は Surface Pro Signatureキーボード	電源アダプタ Surface Go タイプカバー

(2) モバイル端末管理（以下「MDM」という。）サービスの提供

ア 本市が指定するWindows OS 搭載のパソコンをMDM管理機として、管理対象端末を管理できるウェブサイトがあること。

イ 管理対象端末のリモートワイプ、リモートロック、Wi-Fi設定、パスワードポリシー設定等の操作ができる管理機能を有していること。

(3) タブレット端末初期設定等の実施

以下の条件を満たす初期設定等を実施し、納入すること。

- ア 初期設定に必要な事項は、本市と協議の上、設定すること。
- イ 作業前に作業計画書を作成し、本市と事前に協議すること。
- ウ 端末の裏面にそれぞれの管理番号等の情報を印字したラベルを貼付すること。
- エ 本市が指定するアプリケーションのインストール、ホーム画面及びブックマーク登録、Wi-Fi情報の登録等の設定を行うこと。
- オ 管理者が管理する上で必要な機能を、本市が指定する管理者用Windows OS搭載パソコンに対し、初期設定を行うこと。

(4) 端末保守

以下の保守を提供すること。（土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く、平日の午前9時から午後5時30分まで）

- ア タブレット端末のトラブルや故障等に関する問合せに対応すること。
- イ タブレット端末には、契約期間中、製品の欠陥及び通常利用時の故障に対してのメーカー保証サービス又は同等のサービスを付与すること。
- ウ 端末の故障時は、先出しセンドバック又は同等の対応により保守を行うこと。なお、端末の在庫状況等により、交換等に遅れが生じる場合は、本市と協議の上、対応を決定すること。

5 共通事項

(1) セキュリティ

受注者は、吹田市情報セキュリティポリシーを遵守の上、第三者による不正使用又は情報漏えいに対する十分なセキュリティ対策を講じること。

(2) マニュアル

以下のマニュアルを提供すること。なお、当該マニュアルの提供に当たって、本市が行うことがないと考えられる部分のものにおいては、別途本市と協議の上、省略するものとする。

- ア MDMセットアップマニュアル
- イ MDM管理者マニュアル

6 納品

- (1) 賃貸借物件は、賃貸借期間開始日から利用開始できるよう全てのタブレット端末における通信環境を含めた動作確認を完了するなど、必要な作業を完了させた上で、令和7年9月末までに納入すること。また、納品日については、両者協議の上、決定するものとする。
- (2) キットアップ作業等に要する期間については、本市と相談の上、決定すること。
- (3) 納品の際は、本市が指示した初期設定内容その他設定内容が分かる納品書を提出し、本市の検査を受けること。
- (4) 不要な梱包材は引取り及び処分を行うこと。
- (5) 初期不良等による不具合が生じた機器については、端末保守契約に積算される台数とは別に、必要なアプリケーションの設定等の初期設定などを実施した上で、速やかに交換すること。

7 請求方法

- (1) 賃借料については毎月払いとし、本市に対し、請求書を送付すること。
- (2) 初期設定費用については、賃借料の1回目の請求と併せて、本市に対し、請求書を送付すること。

8 契約期間終了時の取扱い

- (1) 賃貸借期間の満了時は、賃貸借物件を受注者が利用場所から回収して契約を終了することを基本とする。ただし、本市の求めがあれば、賃貸借期間の満了前であっても本市の指示するスケジュールに合わせて回収を行うこと。
- (2) 回収したタブレット端末内のデータは、完全消去し、復元不可能な状態にすること。
- (3) (2)の作業完了後は、本市に対し、報告を行うこと。
- (4) (2)及び(3)は、故障等の理由から、契約期間中に機器を交換する場合も同様の対応とすること。

9 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務は、機器の導入、納品、回収等を全て含み、履行に当たって必要とされる業務は、本市の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、受注者の負担で実施すること。
- (3) 本業務の一部を、代理店等に委任し、又は請け負わせようとするときは、本市へ申請及び承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して代理店等に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 本契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。また、翌会計年度以後の予算が減額又は削除された場合には、当該契約の変更又は解除があり得る。
- (5) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定すること。